

青森市生活応援商品券 加盟店募集要項

令和8年3月10日実施

1 目的

本事業は、長引く食料品等の物価高騰による市民生活の負担軽減を図るとともに、市民の利便性向上及び地域経済の活性化を目的として実施するものです。全市民を対象とした青森市生活応援商品券（以下「商品券」という。）の配布にあたり、商品券を利用できる加盟店を広く募集します。

2 事業概要

名 称	青森市生活応援商品券
対 象 者	令和8年3月1日時点で青森市の住民基本台帳に記録されている者
給 付 額	対象者1人当たり5千円
給 付 総 額	約13億円
給 付 方 法	QRコードを付したカード（以下「QRカード」という。）
利 用 方 法	専用アプリ又はQRカードによるコード決済
発 送 方 法	郵送（世帯主に対してプッシュ式で送付）
発 送 時 期	令和8年4月中下旬（予定）
利 用 期 間	令和8年5月1日（金）から同年7月31日（金）まで（予定）
利用対象外	<ul style="list-style-type: none">・現金との換金及び換金性の高いもの（商品券、切手、電子マネーなど）・投機性の高いもの（不動産、金融商品など）・たばこ等法令の規定により定価以下での販売が認められていないもの・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び同法第2条第5項に規定する営業に係るもの・事業上の取引に係るもの・国税、地方税、使用料等の公租公課・加盟店が特に指定するもの・その他商品券発行の趣旨にそぐわないもの

3 参加資格

本事業の加盟店として登録できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者としてします。

- ① 次項の参加除外要件のいずれにも該当しない者であること。
- ② 青森市内に店舗を有し、青森市内の店舗のみに限定したうえで、商品券の利用に関する適切な管理・運用ができる者であること。
- ③ 商品券（QRカード）の読取決済のため、インターネット接続が可能なスマートフォン（以下「スマホ」という。）又はタブレット端末等を自ら用意できること。

※自ら端末を用意することが困難な場合に限り、事務局の審査を経て、1店舗につき1台を上限にスマホを無料で貸与します。ただし、台数に限りがあるため希望に沿えない場合や、貸与時期が利用開始後となる場合があることを、あらかじめご了承ください。

4 参加除外要件

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業（パチンコ、麻雀等）を行う者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③ 本事業の「利用対象外の商品・取引」に記載の事項を遵守できない店舗
- ④ 青森市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者
- ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用しているとき
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

5 参加方法

（1）申込方法

参加を希望する事業者は、本募集要項に同意のうえ、下記 URL（専用ホームページ）に公開予定の申込フォームに必要事項を入力し、申し込むものとします。

専用ホームページ：<https://aomori-digital.com>

（2）申込期間

令和8年3月10日（火）から同年7月10日（金）まで

申込時期により、店舗情報の掲載媒体が異なりますのでご注意ください。

【第1次締切】令和8年3月24日（火）まで

市民向け加盟店一覧チラシ・専用ホームページ・専用アプリに店舗を掲載します。

【第2次締切】令和8年7月10日（金）まで

専用ホームページ・専用アプリに店舗を掲載します。（チラシへの掲載はしません。）

（3）登録・承認

申し込みのあった事業者については、青森市生活応援商品券事務局（以下「事務局」という。）において審査を行い、適当と認められる場合は順次加盟店として承認します。なお、承認後であっても、次のいずれかに該当する場合には、承認を取り消すことがあります。

- ① 申込内容に虚偽や重大な不備があった場合
- ② 公序良俗に反する行為など、事務局が承認の継続を不相当と判断した場合

6 加盟店における厳守事項

- ① 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- ② 加盟店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- ③ 商品券と現金の引換え（換金）は、いかなる場合も禁止します。
- ④ 商品券の残高が支払代金に満たない場合は、不足分を現金等で受け取ってください。
- ⑤ 商品券を利用して購入した商品等の返品は、原則としてできません。
- ⑥ 事務局から提供を受けた決済用 QR コード等（QR コードが表示された紙面、その他の媒体を含む）は、加盟店の責任において適切に維持・管理してください。
- ⑦ 加盟店であることが利用者から明確に判別できるよう、事務局が交付する掲示物を、レジ付近等の分かりやすい場所に掲示してください。
- ⑧ 加盟店で独自に利用対象外の商品等を定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、店頭や陳列棚等にその旨を明示してください。
- ⑨ 他の割引企画との併用不可、ポイント加算の対象外、または利用上限額等を定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、店頭や陳列棚等にその旨を明示してください。
- ⑩ 商品券（QR カード）の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（青森市）及び事務局は責を負いません。
- ⑪ 事務局からスマホの貸与を受けた加盟店は、善良な管理者の注意をもってスマホを管理してください。管理上の過失により紛失・破損した場合は、修理費用または端末代金相当額の実費を負担していただく場合があります。

7 留意事項

- ① 申込時に入力した店舗情報（店舗名称・住所・電話番号・業種等）は、加盟店情報として専用アプリや各種広報物に掲載します。
- ② 加盟店として登録・承認後、加盟店マニュアルや決済用 QR コードを含むいわゆるスターターキットを順次配布します。
- ③ 商品券の取扱いなどの詳細は、加盟店マニュアルを参照してください。
- ④ 加盟店として承認を受けた後に、正当な理由なく参加を辞退し、本事業の運営に支障をきたした場合、損害賠償等を請求することがあります。

- ⑤ 本募集要項に記載のない事項および定めのない事項については、事務局がその都度対応を決定します。
- ⑥ 本事業のキービジュアル（ロゴ・イラスト等）を使用した広報物等を作成する場合は、事前に事務局の承認が必要となります。
- ⑦ 青森市の方針等により、事業内容やスケジュールが変更される可能性があることをあらかじめご了承ください。

8 換金方法

(1) 換金手続き

加盟店側での換金手続きは不要です。

事務局が指定した締日の 24 時時点における各加盟店の未換金取引残高を算出し、その残高が 5 千円以上の場合には、申込時に登録した口座に自動的にお振込みします。

締日時点の未換金残高が 5 千円未満の場合は、自動でお振込みはせず、次回締日に繰り越します。なお、最終の第 6 回締日においては、未換金残高 1 円以上の全ての加盟店にお振込みします。

(2) 手数料

換金時の振込手数料は事務局が負担します。また、換金に伴う事務手数料等も発生しません。

(3) 換金スケジュール

回数	締日	振込日
第 1 回	令和 8 年 5 月 15 日（金）	令和 8 年 5 月 29 日（金）
第 2 回	令和 8 年 5 月 31 日（日）	令和 8 年 6 月 15 日（月）
第 3 回	令和 8 年 6 月 15 日（月）	令和 8 年 6 月 30 日（火）
第 4 回	令和 8 年 6 月 30 日（火）	令和 8 年 7 月 15 日（水）
第 5 回	令和 8 年 7 月 15 日（水）	令和 8 年 7 月 31 日（金）
第 6 回	令和 8 年 7 月 31 日（金）	令和 8 年 8 月 14 日（金）

9 お問い合わせ先

(1) 令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

名 称 : 青森市生活応援商品券事務局（株式会社日本旅行東北 青森支店内）

メール : aomori_digital@nta.co.jp

電 話 : 070-1563-6830

受付時間：午前 10 時から午後 6 時まで（土日祝を除く）

(2) 令和 8 年 4 月 1 日（水）から同年 8 月 31 日（月）まで

名 称 : 青森市生活応援商品券コールセンター

メール : info@aomori-digital-support.com

電 話 : 0120-962-984（加盟店専用ダイヤル）

受付時間：午前 10 時から午後 6 時まで（土日祝を含む毎日）

【参考】商品券に関するFAQ（一例）

No.	質問事項	回答
1	商品券の仕組みはどうなっていますか。	今回の商品券は「QRコードが印字されたカード」で配布されます。利用者は利用者アプリでカードを読み取ってチャージするか、カードそのものを店頭で提示して利用します。1円単位で利用可能です。加盟店のオペレーションは、店頭のQRコードを読み取る一般的なコード決済の方法か、利用者が提示するQRカードを加盟店アプリで読み取る方法で決済します。
2	加盟店登録にあたり、費用負担はありますか。	登録料、振込手数料、換金手数料等の負担は一切ありません。ただし、決済に使用する端末代（スマホ等）及び通信費は、各店舗での負担が原則となります。ただし、端末を準備することが難しい場合は、事務局からスマホを無償貸与することができますが、詳しくは参加資格の記載内容をご確認ください。
3	商品券利用時の本人確認は必要ですか。	必要ありません。
4	本事業の加盟店になるメリットを教えてください。	全市民に一人当たり5千円、総額約13億円が給付されるため、集客や売上増加が期待できます。また、登録料や決済手数料、振込手数料などの費用負担は一切なく、利用者アプリや広報物等に店舗情報が掲載されるため、宣伝効果が得られます。
5	販促物（ポスター等）を複数もらえますか。	販促物はスターターキットとして、ご登録いただいた店舗数を目安に配布することとしています。
6	販促物はどこに届きますか。	原則として、ご登録時に入力された店舗に送付いたします。
7	振込時の明細は発行されますか。	紙の明細書は発行されませんが、加盟店専用の管理画面からいつでも取引履歴や入金予定額を確認・出力いただけます。
8	県外の銀行口座を振込先に指定できますか。	可能です。日本国内の金融機関であれば指定いただけます。
9	お釣りは出ますか。	1円単位で決済が可能ですので、「お釣り」の概念はありません。残高の範囲内で決済を行ってください。残高が不足している場合は、不足分を現金等で受け取ってください。
10	誤った金額で決済してしまった場合はどうなりますか。	金額が不足している場合は、不足分を追加で決済してください。金額が多い場合は、加盟店専用の管理画面や加盟店アプリから当該決済を取り消すことが可能ですので、取り消し後に正しい金額で決済してください。
11	一度に高額な決済など不正の疑いのあるケースの対応はどうすればよいか。	家族全員分のチャージなどで、数万円単位になることは想定されます。しかし、明らかに不自然な高額決済や、同一人物による繰り返しの決済など、不正利用の疑いがある場合は、決済を保留し、事務局へご連絡ください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。